

漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル 募集要項

第1 趣旨

この要項は、兵庫県立農林水産技術総合センター（以下「総合センター」という。）の漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造にあたり、設計及び建造費の積算を委託する者を選定するための企画提案型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

第2 募集の対象となる業務の概要

- (1) 委託業務名
漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務（以下「設計業務」という。）
- (2) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 業務実施期間
契約日から令和9年2月28日まで
- (4) 業務委託料の想定
7,500千円（消費税及び地方消費税相当額含む）以内とする。

第3 応募資格

漁業・環境調査船「新ひょうご」代船は、軽合金製高速船タイプを予定しており、設計業務は高度かつ専門的な技術を要するため、プロポーザルの応募者は、募集の対象となる業務を的確に遂行できる能力を有し、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 漁業調査船、海洋環境調査に使用される船舶の設計・監理業務の実績があること。
- (2) 総トン数20トン以上100トン未満で、巡航速度25ノット以上の航行性能を有する軽合金製高速船の設計・監理業務の実績があること。
- (3) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下、「県」という。）の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限を受けている者。
 - イ 応募図書（第6（1）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。
 - エ 兵庫県が賦課徴収する県税を滞納している者。
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者。
 - カ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員でないこと。

- キ 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ク 漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル審査委員会及び募集事務に関与した者及びこれらと利害関係を有する者でないこと。
- ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）がオからクに該当しないこと。

第 4 応募の手続

(1) 募集期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）から同年 6 月 8 日（月）午後 5 時まで

(2) 募集要項の配布及び参加表明、応募図書の提出

ア 募集要項の配布方法

事務局から希望者へメールで配布するほか、水産技術センターホームページ等に掲載する。

イ 参加表明の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに、応募表明書（様式 1）及び応募者概要（様式 2）を電子メールにより事務局まで提出すること。

なお、電話により事務局に着信確認を行うこと。

ウ 応募図書の提出

令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 5 時必着とする。

持参の場合、受付は午前 10 時から午後 5 時までとし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

第 5 募集要項の内容に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）から同年 5 月 27 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問は、電子メールにより事務局に提出すること（様式 6）。

なお、電話により事務局に着信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 29 日（金）までに、電子メールにより応募者全員にその内容を通知するとともに、水産技術センターホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等について、期限までに回答できない場合は、期限までに回答できない旨を連絡する。

第 6 提出書類

この募集要項のほか、業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

(1) 応募図書

- ア 応募申請書（様式3）
- イ 企画提案書（様式4）
- ウ 類似業務実績調書（様式5）
- エ 設計業務経費見積書（様式任意）
- オ 応募者の概要を説明する書類（会社概要、会社パンフレット等）
定款又は寄附行為
商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの）
前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）
- カ 業務実施体制を説明する書類
業務工程、業務体制、履行保証など
- キ 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類
（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）
※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの
※本県での課税実績がない場合は誓約書（様式7）

(2) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、兵庫県情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。

(3) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。また、契約者以外の企画提案内容については、応募者の承諾なしには利用しない。

(4) 費用負担

応募図書の制作及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

第7 審査

(1) 審査の方法

施行者は、応募者から提出された応募図書及びプレゼンテーションを漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査し、その結果に基づき事業予定者を選定する。なお、次点者を選定することがある。

必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。なお、提出期限までに応募図書の提出がない場合は審査の対象から除外する。

(2) 評価項目、評価基準

審査の評価項目及び評価基準については別紙のとおり。

(3) プレゼンテーション

- ア 日時：令和8年6月16日(火)
- イ 場所：県庁又は明石周辺
- ウ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションにかかる費用は応募者負担とする。

エ プレゼンテーションの発表方法等の詳細は、別途応募者に通知する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

第8 業務の内容等

兵庫県（以下、「県」という。）は、事業予定者として選定された者（以下「当選者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、県と当選者の双方で確認の上、提案業務の内容を修正又は変更することがある。

第9 当選者の取消し

次の事項のいずれかに該当する当選者は、その当選を取り消す。

- (1) 第3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正行為があったとき。

第10 契約

- (1) 契約条項は後日提示する。
- (2) 県と当選者は、契約限度額の範囲で契約を締結する。
- (3) 契約の締結にあたっては契約書を作成しなければならない。
- (4) 契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って業務を実施しなければならない。
- (5) 当選者が契約書に記載する条項に違反したときは、事務局は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに当選者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

第11 提案者の責務

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

第12 その他

- (1) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (2) 応募者が1者の場合、審査委員会において応募者業務実績及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると思われる場合においては、同者を当選者とする。
- (3) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (4) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、契約業者（以下、「受託者」という。）は、当該著作物の使用に必

要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

- (5) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (6) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

第13 問合せ先（事務局）

〒 674-0093 兵庫県明石市南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター 担当：山本

電話 078-941-8601

FAX 078-941-8604

電子メール：以下2つのアドレスに送付

Nouringc_suisan@pref.hyogo.lg.jp、Yasunori_Yamamoto@pref.hyogo.lg.jp

漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル
審査の評価項目及び評価基準

漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル実施要領第3条(3)及び漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル審査委員会設置要領第2条(3)に基づき、応募図書の審査に係る評価項目及び評価基準を以下のとおり定める。

1 審査方法

- (1) 応募図書をもとに水産・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル審査委員会において委員が内容を審査する。審査の際、応募者によるプレゼンテーションを実施する。なお、審査委員が欠席する場合は、あらかじめ応募図書により採点し、採点表を事務局あて提出する。
- (2) 委員が評価基準に従って採点する。
- (3) (2)の合計得点を参考に、委員の協議により当選者を決定する。

2 評価基準

次の基準により採点する。

A：非常に優れている	10点、または5点
B：優れている	8点、または4点
C：普通	6点、または3点
D：やや劣っている	4点、または2点
E：劣っている	2点、または1点
F：無記載	0点

3 評価項目と配点

以下の項目について、評価基準(別表)に基づき評価する。

4 結果の通知について

審査結果については、応募者全員に通知する。

5 その他留意事項

- (1) 次順位の事業者について
選定された当選者が辞退又はこの公募要領の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の応募者を受託候補者とする。
- (2) 審査会の公開
審査会は非公開とする。

【別表】

評価項目	主な評価内容	配点	計
業務実績	応募者の技術力・類似業務の実績	10点	10点
業務実施体制	業務工程、業務体制、履行保証等	10点	10点
船型・性能	建造費の最適化	10点	30点
	高速航行時の安定性、操縦性の確保	5点	
	荒天時等の安全航行の確保	5点	
	良好な調査環境の確保	5点	
	振動及び騒音対策及び二酸化炭素排出量削減への配慮	5点	
主機関	省燃費性、耐久性、メンテナンス性、部品調達のしやすさ、運転時の振動抑制、騒音抑制及び安全性	10点	10点
航海計器・通信装置等	航行情報や調査観測情報の集約的な監視	5点	10点
	観測野帳システム、船内情報処理システム構築	5点	
船室内装備	快適な居住空間の確保	5点	10点
	プライバシーの保護、安全配慮	5点	
船室外区画・甲板装置・調査機器等	ウェットラボの機能性の確保	5点	15点
	円滑な調査の実施	5点	
	安全対策	5点	
その他の提案		5点	5点
合計			100点

【漁業・環境調査船「新ひょうご」代船建造設計業務企画提案型プロポーザル審査採点表】

1 評価基準

次の基準により採点する。

- A：非常に優れている 10点、または5点
- B：優れている 8点、または4点
- C：普通 6点、または3点
- D：やや劣っている 4点、または2点
- E：劣っている 2点、または1点
- F：無記載 0点

2 採点表

業者名 _____

評価項目	主な評価内容	配点	評価	計
業務実績 (合計 10 点)	応募者の技術力・類似業務の実績	10 点		点
業務実施体制 (合計 10 点)	業務工程、業務体制、履行保証等	10 点		点
船型・性能 (合計 30 点)	建造費の最適化	10 点		点
	高速航行時の安定性、操縦性の確保	5 点		
	荒天時等の安全航行の確保	5 点		
	良好な調査環境の確保	5 点		
	振動及び騒音対策及び二酸化炭素排出量削減への配慮	5 点		
主機関 (合計 10 点)	省燃費性、耐久性、メンテナンス性、部品調達のしやすさ、運転時の振動抑制、騒音抑制及び安全性	10 点		点
航海計器・通信装置等 (合計 10 点)	航行情報や調査観測情報の集約的な監視	5 点		点
	観測野帳システム、船内情報処理システム構築	5 点		
船室内装備 (合計 10 点)	快適な居住空間の確保	5 点		点
	プライバシーの保護、安全配慮	5 点		
船室外区画・甲板装置・調査機器等 (合計 15 点)	ウェットラボの機能性の確保	5 点		点
	円滑な調査の実施	5 点		
	安全対策	5 点		
その他の提案		5 点		点
合計		100 点		点